子どもの居場所・相談支援拠点事業運営業務 優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要領

1. 実施目的

本業務は、子どもの居場所づくりロードマップ2 (2) ④にある公民が連携して支援する仕組みづくり及び厚生労働省の「子どもの居場所支援臨時特例事業」に基づく包括的な支援を提供するため、支援対象児童等に対して、安心・安全な居場所を提供し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、居場所運営者(居場所運営者間も含む)・関係機関へのつなぎを行う等の支援を目的に実施するもの。

今後、本業務を実施するにあたり、令和6年度(2024年度)までの本業務の委託事業者の選定において、豊富な情報と技術を持つ優秀な業者を選定するため、企画提案募集を行う。

2. 委託業務概要

(1) 委託業務名 : 子どもの居場所・相談支援拠点事業運営業務

(2) 業務内容 : 別紙『子どもの居場所・相談支援拠点事業運営業務委託仕様書』 (以下、仕様

書という)を参照のこと

(3) 履行期間 : 令和5年(2023年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

(4) 委託限度額 :前項の全2年度合計額 34,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、各年度の委託限度額は、下表のとおりとする。

| 年度 | 令和5年度(2023年度) | 令和6年度(2024年度) | |
|-------|--------------------------|---------------|--|
| 委託限度額 | 18,000,000円 | 16 500 000⊞ | |
| | (うち1,500,000円は開設準備経費とする) | 16,500,000円 | |

※ 全て消費税及び地方消費税を含む。

3. 参加する者に必要な資格

本案件に参加を希望する者は、応募書類の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 子どもの居場所の運営の実績を有すること。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会

社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号) 附則第2条による廃止前の和議法 (大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程

| 項目 | 日 程 ・ 期 限 ※ いずれも令和5年(2023年) | | |
|---------------|-----------------------------|--|--|
| 募集要領の公表及び募集開始 | 1月6日(金) 市ホームページに掲載 | | |
| 質問の受付 | 1月13日(金) 午後5時15分まで(必着) | | |
| (電子メールのみ)※1 | | | |
| 質問の回答 | 1月18日(水) 市ホームページに掲載 | | |
| 企画提案書提出期限 | 1月27日(金) 午後5時15分まで(必着) | | |
| (持参又は郵送) | | | |
| 第1次審査 | 2月1日(水) | | |
| (書類審査) | ※応募事業者が4者以上あった場合のみ実施する。 | | |
| 第2次審査 | 2月6日(月)午前(予定) | | |
| (プレゼンテーション) | (場所等は企画提案書類受付確認後に事業者宛て通知) | | |
| 審査結果の通知 | 2月中旬発送予定 | | |
| 委託契約の締結予定日 | 2月下旬予定 | | |

※1 事業者名、担当者名を明記の上、様式自由。

質問は電子メールで受け付け、質問への回答は個別に行わない。

電子メールの件名は必ず『子どもの居場所・相談支援拠点事業運営業務プロポ質問』とすること。

5. 応募書類の提出

本案件の提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、次に記載する方法により本案件に関する「参加申込書等」を提出すること。

- (1) 受付〆切: 令和5年(2023年) 1月27日(金) 午後5時15分まで(送付の場合は必着)
- (2) 提出方法:
- ①事務局あてに持参(土日祝及び開庁時間外を除く)又は送付(郵送)による。送付の場合にあっては、事務局に対し、提出書類の到達について電話等で確認すること。
- ②(3)提出書類および(4)提出形式に従い、必要部数を作成し、提出すること。
- ③応募書類の分割提出は認めない。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を 無効とする。
- ④応募書類はいかなる場合でも返却しない。
- ⑤応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ⑥提出期限後の差し替えは認めない(豊中市が補正等を求める場合を除く)。
- ⑦応募書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類

| 項目 | 部数 | 内 容 |
|-----------|----|--------------------------------|
| ①参加申込書 | 6部 | ・正本1部に提案者の代表者印(豊中市へ業者登録を行っている |
| (様式1) | | 場合はその印鑑。以下同じ。)を押印。副本5部は複写可。 |
| ②業務経歴書 | 6部 | ・子どもの居場所の運営、支援対象児童等への相談支援、および、 |
| (様式2) | | それらについて自治体等と連携した実績 (自治体からの受託業 |
| | | 務含む)を中心に記載すること。 |
| | | ・これらの実施実績が確認できる報告書等を添付すること(複数 |
| | | ある場合は代表的なもの1部) |
| ③業務実施体制調書 | 6部 | ・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。 |
| (様式3) | | ・役割の欄には本業務における担当分野や業務内で担う役割を記 |
| | | 入すること。 |
| | | ・前項については、仕様書に記載の児童指導担当職員および児童 |
| | | 指導専門職員についても記入すること。 |
| | | ・業務実施組織図は、提出時の組織図を記入すること。また、図 |
| | | 中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。 |
| ④統括責任者及び担 | 6部 | ・子どもの居場所の運営、支援対象児童等への相談支援、および、 |
| 当者の実績調書 | | それらについて自治体等と連携した実績 (自治体からの受託業 |
| (様式4) | | 務含む)を中心に記入すること。 |
| | | ・担当者については、仕様書に記載の児童指導担当職員および児 |
| | | 童指導専門職員についても記入すること。 |
| | | ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更でき |
| | | ないものとする。 |

| 5企画提案書 | 6部 | ・企画提案は1者1案とする。 | |
|--------------------|----|--|--|
| (様式任意。) | | ・企画提案書には、表紙をつけるものとする。 | |
| (13.17 (12.13.16) | | ・仕様書「4 委託業務内容」について、下記1)~3)につい | |
| | | て企画提案を求める。 | |
| | | 1) 仕様書「4 委託業務内容(4)」について、児童指導担当 | |
| | | 職員および児童指導専門職員の業務に対する理念およびスキ | |
| | | ル、重視するポイントとその理由を具体的に記載すること | |
| | | 2) 仕様書「4 委託業務内容(1)~(3)、(5)~(7)」 | |
| | | について、下記A~Eの5項目に分け、各項目における現状・ | |
| | | 課題の認識、それをふまえた実施方法、重視するポイントと | |
| | | その理由を具体的に記載すること | |
| | | A 事業実施場所・開所日数・開所時間 (1)~(3) | |
| | | 開所日時、不登校児対応や三季休業中の対応、(1)②の | |
| | | 実施形態について具体的に記載 | |
| | | B 支援対象児童等の見守り | |
| | | 仕様書(5)①(i)~(v)の実施手法 | |
| | | 仕様書(5)①(ⅰ)~(v)の実施手法 C 児童指導専門職員による支援 | |
| | | 仕様書(5)②(i)~(iv)の実施手法 | |
| | | D 連携支援 (6) | |
| | | D 連携支援 (6) E 支援力強化のための取組 (7) | |
| | | 3)業務遂行年間スケジュール(全年度) | |
| | | ※ 必要に応じて図の挿入やイメージしやすい工夫をすること。 | |
| | | ※ 仕様書に記載が無い内容であっても、本業務を円滑かつ効果 | |
| | | 的に遂行するための手法等について提案がある場合は、その記 | |
| | | 載を認める。 | |
| ⑥見積書及び内訳明 | 6部 | ・見積金額は税抜で表記し、税別である旨を必ず明記すること。 | |
| 細書 | | ・見積書は、事業運営経費と開設準備経費を区別して記載し、そ | |
| (様式任意) | | れぞれの上限(税込み)を事業運営経費16,500,000円、開設準 | |
| | | 備経費を1,500,000円とする。 | |
| | | ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明 | |
| | | 示した内訳明細を記載又は添付すること。 | |
| | | ・開設準備経費は、リフォーム経費(キッチン・トイレ等の改修、 | |
| | | 壁紙・床の張り替えなど)、備品・電化製品経費(家具、空調 | |
| | | 等)、礼金とする。 | |
| | | ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「子どもの居場所・相 | |
| | | 談支援拠点事業運営業務」と明記すること。 | |
| ⑦団体の概要書 | 6部 | ・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス) | |

| (様式任意) | | は必ず記載すること。 | |
|-----------|----|-------------------------------|--|
| ⑧入札参加停止措置 | 6部 | ・公募開始日から過去3年以内の処分歴等について、該当事項に | |
| 等状況調書 | | チェックを入れ、必要に応じて添付書類を提出すること。 | |
| (様式5) | | | |

(4) 提出形式

- ・上表のとおりとし、すべて正本1部、副本5部とする。
- ・提出する書類の規格はA4版・長辺綴・横書き・片面とする。
- ・文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ・提出書類1~8のデータをCD-Rに保存し1部提出すること。

(5) 参考資料

- ①子どもの居場所ネットワーク事業、子どもの居場所づくりロードマップ https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodate/kodomomirai/kodomonoibashonw.html
- ②豊中市子ども健やか育み条例(平成25年)
 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/hagukumijorei.html
- ③第2期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」 (令和2年3月)
- ・第5章 施策の展開 重点施策1 子どもの居場所づくり(P116~120)
- ・第9章 子どもの未来応援施策の推進(子どもの貧困対策計画)(P177~183) https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodach i_shienplan/hagukumiplan2.html

6. 審査方法

- ・事業者選定の審査は、本市職員で構成する「子どもの居場所・相談支援拠点事業運営業務優先交 渉権者選定に係る企画提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行う。
- ・応募事業者が4者以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行い、第2次審査の対象提案者を3者に絞る。
- ・提案書及び提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション)は、以下「(2)審査項目及び配点」に基づき、評価点数の合計による総合評価で最優秀提案者(優先交渉権者)及び次点提案者を決定する。ただし、得点が全体配点の50%未満の場合は、優先交渉権者としない。
- ・優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- ・審査結果は、審査委員会として最終合議のうえ一本化して確定する。また、審査委員会の会議 は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ・優先交渉権者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を優先交渉権者とすることがある。
- (1) 第2次審査(プレゼンテーション)
- ①日時:令和5年(2023年)2月6日(月)午前を予定 ※ 日時、場所等の詳細は、審査対象の提案者に電話、メール又は郵送により連絡する。

- ②発表時間等:40分程度(1提案者につき20分以内の発表後、質疑・応答することとする。)
- ③資料:応募資料により行う(追加資料は、認めない)
- ④プレゼンテーションを行う者:本業務に携わる統括責任者または担当者とする。
- ⑤その他: 当日の出席者は1提案者あたり3名以内とし、すべてこの事業に携わる者とする。

(2) 審査項目及び配点

| 項目 | 評価のポイント | 配点 | | | | |
|--------|---|------|--|--|--|--|
| 業務実績等 | 事業者の業務実績 | 10点 | | | | |
| | 統括責任者及び担当者の業務実績 | 10点 | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 業務実施体制 | 業務実施体制 | 10点 | | | | |
| | 業務スケジュール | 5点 | | | | |
| | 計 | 15点 | | | | |
| 企画提案内容 | 1)仕様書「4 委託業務内容(4)」について、各職員の業 | | | | | |
| | 務に対する理念およびスキル、重視するポイントとその理由 | | | | | |
| | A 児童指導担当職員 (4)① | 10点 | | | | |
| | B 児童指導専門職員 (4)② | 10点 | | | | |
| | 2) 仕様書「4 委託業務内容(1)~(3)、(5)~(7)」 について、現状・課題、実施方法、重視するポイントとその理 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 曲 | | | | | |
| | A 事業実施場所・日数・開所時間 (1)~(3) | 10点 | | | | |
| | B 支援対象児童等の見守り (5)① | 10点 | | | | |
| | C 児童指導専門職員による支援 (5)② | 5点 | | | | |
| | D 連携支援 (6) | 10点 | | | | |
| | E 支援力強化のための取組 (7) | 5点 | | | | |
| | 計 | 60点 | | | | |
| 価 格 | 価格 全2年度及び各年度の見積価格の額及び妥当性 | | | | | |
| | 合 計 | 100点 | | | | |

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和5年(2023年)2月中旬にメールと郵送にて通知する。 なお、優先交渉権者に選定された場合でも、本市と仕様並びに価格等について協議の上、受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「(3)審査結果の通知|後、市のホームページ等において公表する。

【公表する内容】

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者(事業者名·所在地·代表者·提案金額)

- ④ 公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他(受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由)
- ※ 応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

7. 契約

- ①優先交渉権者となった者には、令和5年(2023年)2月下旬の契約締結を目途に契約手続きを行う。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議する。この際、改めて本市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、契約保証金として、契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則(昭和46年豊中市規則13号)第120条に掲げる有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合又は財務規則第110条第1項第3号に基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・契約締結日までの間に、上記「3.参加する者に必要な資格」規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・委託限度額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・第2次審査(プレゼンテーション)を欠席したとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失 格であると認めたとき

9. 留意事項

①審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。

- ②提出された書類は返却しない。
- ③企画提案書の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。 提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、 豊中市情報公開条例(平成13年豊中市条例第28号)に定めるところにより、不開示情報を除き、 公開される場合がある。
- ④審査結果後に本募集要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。
- ⑤本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑥応募書類提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとと もに、文書で豊中市長あてに通知(様式任意)すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱 いはしない。

10. 事務局 (質問・応募・問合せ先)

豊中市こども未来部こども政策課 担当:石原、内田、後藤

住 所:〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)

電 話:06-6858-2259 (直通) FAX:06-6854-9533

E-mail: kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページURL: http://www.city.toyonaka.osaka.jp